

9月1日の職業安定分科会で議論があった点について（整理）

（労働生産性について）

- 「労働生産性の向上」は、付加価値（分子）の増加によることを想定。
- 規定する条項（第1条）は国の施策に関する規定。国は本来、国民一人一人の生活の向上を目指すものであり、人を減らしての労働生産性の向上を目指すことはありえない（労働者数が減ってしまえば逆にマイナス。労働力供給制約の下で経済全体が成長するには、多様な労働力の参加が進むことが必要。）。
- 国の施策としては、例えば、長時間労働の是正、両立支援、均衡処遇の実現などがあり、いずれも労働生産性の向上につながりうるもの。さらに、職業能力開発施策は、より労働生産性の向上につながるもの。
- 労働生産性の向上は国の施策の実施を通じて促進されるもので、能力の有効発揮、さらなる能力開発等を実現するためのリソース。労働生産性が向上し、その成果が働く人に分配されることで、働き方改革の持続的展開、成長と分配の好循環が可能となる（大きな目的達成のための「手段」）。
- 理念としての「労働生産性の向上」であり、計算式をもって具体的な数値を定め、基本方針等で数値目標の実現を追求するという性質のものではない。
- 基本方針等では、これらの趣旨、考え方をしっかりと示し、懸念が払拭されるように努める。

（多様な就業形態の普及について）

- 多様な就業形態を普及していくに当たっては、しっかりと保護がなされることが前提であり、そのための環境整備も施策の充実に含まれる。
- 現時点で積極的に普及を図るものとして、雇用型テレワークやシルバー人材センター等が挙げられる。

（復職について）

- 疾病等の治療のため休職をしてその後復職をする場合についても「雇用の継続」に含まれる。